

独立行政法人教職員支援機構名義の使用許可に関する規程

令和 2 年 1 2 月 1 日
教職員支援機構規程第 6 8 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）が、団体又は個人（以下「団体等」という。）の主催する事業について、共催、後援及びこれに類する名義の使用許可に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名義の種類)

第 2 条 機構の名義は、次の各号に定めるものとする。

- 一 独立行政法人教職員支援機構
- 二 教職員支援機構
- 三 National Institute for School Teachers and Staff Development

(名義の区分)

第 3 条 名義の使い分けについては、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 共催 機構が他の団体等と共同して事業を実施する場合
- 二 後援 団体等が主催する事業について、機構がその趣旨に賛同し、機構の名義の使用を認めることをもって事業を外部的に支援する場合
- 三 これに類する名義 その他特に主催者からの要望がある場合

(許可の基準)

第 4 条 理事長は、団体等が主催する事業に対し、次の各号に掲げる団体等から名義使用について申請があったときは、これを許可することができる。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体及びその機関
- 三 教育研究機関及びその連合体
- 四 教育、学術、文化又は体育に関する団体
- 五 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- 六 その他理事長が適当と認めるもの

2 機構が、団体等に名義を使用許可することが出来る事業は、次の各号に該当するものでなければならない。

- 一 機構の施策の推進に寄与すると認められること。
- 二 公序良俗に反しないものであること。
- 三 主催する団体等が、当該事業を遂行できる能力があると認められること。
- 四 入場料、参加料等を徴収するものにあつては、その額が適正であると認められること。
- 五 政治活動、宗教活動又は営利事業の一環として行われるものではないこと。
- 六 事故防止、救護体制等について十分留意すること。
- 七 参加者等に生じた損害について、機構が賠償責任を負わないものであること。

(事業支援)

第 5 条 共催名義以外の名義使用の事業実施に当たっては、理事長が特に必要と認める場合を除き、機構は、当該事業に係る経済的支援は行わない。

2 共催の名義を使用する事業実施にあたり、機構の経費の負担が生じる場合は、団体等は他の団体等との経費の負担区分を明確に定めた上で、理事長への申請を行わなければならない。

(申請)

第6条 名義の使用許可を得ようとする団体等は、別紙様式1の名義使用許可申請書に、必要に応じ次の各号に掲げる書類等を添えて、原則として当該事業開催予定日の2か月前までに理事長に申請しなければならない。

- 一 定款、会則等
- 二 役員名簿等
- 三 事業実施に関する書類（事業に係る収支予算案を含む。）
- 四 その他必要な書類

(許可)

第7条 理事長は、前条の申請があった場合は、第4条第1項及び第2項に規定する許可の基準を基に、名義使用の許可又は不許可を決定するものとする。

- 2 理事長は、名義使用の許可に当たっては、必要に応じ各課・室の意見を聴くものとする。
- 3 理事長は、名義使用の許可を決定する場合は、必要に応じ、条件を付することができる。

(通知)

第8条 理事長は、名義使用の許可又は不許可を決定したときは、別紙様式2の名義使用許可通知書又は別紙様式3の名義使用不許可通知書により、申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第9条 名義の使用許可を受けた団体等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 名義使用は、当該事業に対してのみ許可するものであり、他の目的に使用しないこと。
- 二 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。

(許可の取消し)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、名義の使用許可を取り消すことができる。

- 一 第9条第1号又は第2号に掲げる事項に違反したとき。
- 二 申請書に虚偽の記載があったとき。
- 三 事業において、機構の信用を傷つける行為を行ったことが判明したとき。

(取消しの通知)

第11条 理事長は、前条の規定により名義使用の許可を取り消したときは、別紙様式4の名義使用許可取消通知書により、申請者に通知するものとする。

(報告)

第12条 名義の使用許可を受けた団体等は、事業終了後は、速やかにその結果について、別紙様式5の名義使用報告書により報告するものとする。

(事務)

第13条 名義の使用に関する事務は、総務企画課において処理する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

別紙様式 1

名義使用許可申請書

年 月 日

独立行政法人教職員支援機構 理事長 殿

申請団体名

住 所

代表者氏名

電 話 番 号 ()

独立行政法人教職員支援機構の名義の使用許可を、下記のとおり申請します。

記

1 名義の区分	共催 ・ 後援 ・ その他 ()
2 使用を希望する名義の名称	
3 他の主催・共催等団体名称	主 催 : 共催等 :
4 事業の名称	
5 開催目的	
6 開催期間	
7 開催場所	
8 参加予定人員	
9 参加対象者	
10 参加者負担金等	

※ その他資料（事業概要、定款・会則、役員名簿、収支予算案等）を添付すること。

独教総第 号
年 月 日

名義使用許可通知書

殿

独立行政法人教職員支援機構 理事長

年 月 日付けで申請のありました事業に係る独立行政法人教職員支援機構
の名義の使用について、下記のとおり許可します。

記

1 名義の区分	共催 ・ 後援 ・ その他 ()
2 名義の名称	
3 事業の名称	
4 承認の条件	1. 名義使用は、当該事業に対してのみ承認するものであり、他の目的に使用することはできません。 2. 申請内容について変更を加えようとするときは、速やかに届け出てください。 3. 無断で申請内容を変更したときは、承認を取り消すことがあります。
5 備考	

独教総第 号
年 月 日

名義使用不許可通知書

殿

独立行政法人教職員支援機構 理事長

年 月 日付けで申請のありました事業に係る独立行政法人教職員支援機構
の名義の使用について、下記のとおり許可しないことになりましたので通知します。

記

1 事業の名称	
2 理由	
3 備考	

独教総第 号
年 月 日

名義使用許可取消通知書

殿

独立行政法人教職員支援機構 理事長

年 月 日付で申請のありました事業に係る独立行政法人教職員支援機構
の名義の使用について、下記のとおり許可を取り消したので通知します。

記

1 事業の名称	
2 理由	
3 備考	

名義使用報告書

年 月 日

独立行政法人教職員支援機構 理事長 殿

申請団体名

住 所

代表者氏名

電 話 番 号 ()

年 月 日付け独教総第 号により独立行政法人教職員支援機構の名義の使用許可がありました事業について、下記のとおり終了しましたので報告します。

記

1 名義の区分	共催 ・ 後援 ・ その他 ()
2 使用した名義の名称	
3 他の主催・共催等団体名称	主 催 : 共催等 :
4 事業の名称	
5 開催期間	
6 開催場所	
7 主催関係者数	
8 参加予定人員	

※ その他資料（名義使用印刷物、収支決算報告書等）を添付すること。

